

1. 人と人との間で争いがあり、彼らが裁判に出頭し、正しいほうを正しいとし、悪いほうを悪いとする判決が下されるとき、
2. もし、その悪い者が、むち打ちにすべき者なら、さばきつかさは彼を伏させ、自分の前で、その罪に応じて数を数え、むち打ちにしなければならない。
3. 四十までは彼をむち打ってよいが、それ以上はいけぬ。それ以上多くむち打たれて、あなたの兄弟が、あなたの目の前で卑しめられないためである。
4. 脱穀をしている牛にくつこを掛けてはならない。
5. 兄弟がいっしょに住んでいて、そのうちのひとりが死に、彼に子がない場合、死んだ者の妻は、家族以外のよそ者にとついでではない。その夫の兄弟がその女のところに、はいり、これをめとって妻とし、夫の兄弟としての義務を果たさなければならない。
6. そして彼女が産む初めの男の子に、死んだ兄弟の名を継がせ、その名がイスラエルから消し去られないようにしなければならない。
7. しかし、もしその人が兄弟の、やもめになった妻をめとりたくない場合は、その兄弟のやもめになった妻は、町の門の長老たちのところに行つて言わなければならない。「私の夫の兄弟は、自分の兄弟のためにその名をイスラエルのうちに残そうとはせず、夫の兄弟としての義務を私に果たそうとしません。」
8. 町の長老たちは彼を呼び寄せ、彼に告げなさい。もし、彼が、「私は彼女をめとりたくない。」と言ひ張るなら、
9. その兄弟のやもめになった妻は、長老たちの目の前で、彼に近寄り、彼の足からくつを脱がせ、彼の顔につばきして、彼に答えて言わなければならない。「兄弟の家を立てない男は、このようにされる。」
10. 彼の名は、イスラエルの中で、「くつを脱がされた者の家」と呼ばれる。
11. ふたりの者が互いに相争っているとき、一方の者の妻が近づき、自分の夫を、打つ者の手から救おうとして、その手を伸ばし、相手の隠しどころをつかんだ場合は、
12. その女の手を切り落としなさい。容赦してはならない。
13. あなたは袋に大小異なる重り石を持っていてはならない。
14. あなたは家に大小異なる枡を持っていてはならない。
15. あなたは完全に正しい重り石を持ち、完全に正しい枡を持っていなければならない。あなたの神、主があなたに与えようとしておられる地で、あなたが長く生きるためである。
16. すべてこのようなことをなし、不正をする者を、あなたの神、主は忌みきらわれる。
17. あなたがたがエジプトから出て、その道中で、アマレクがあなたにした事を忘れないこと。
18. 彼は、神を恐れることなく、道であなたを襲い、あなたが疲れて弱っているときに、あなたのうしろの落後者をみな、切り倒したのである。
19. あなたの神、主が相続地としてあなたに与えて所有させようとしておられる地で、あなたの神、主が、周囲のすべての敵からあなたを解放して、休息を与えられるようになったときには、あなたはアマレクの記憶を天の下から消し去らなければならない。これを忘れてはならない。

## 説教

25章では、一見ばばらないくつかの人権保護の法律が記されます。

1節から3節では、<sup>ちげい</sup>答刑（鞭打ち刑）について教えます。「人と人との間で争いがあり、彼らが裁判に出頭し」とあるように、まずは紛争当事者の両者が「裁判に出頭」して裁判所で「判決」を仰ぎます。ここでは、当然、鞭打ちという拷問によって自白を強要されることはありません。あくまで両者の言い分を聞いた上で、律法に従って「判決が下され」ます。判決が、悪い方に答刑を宣告する場合には、裁判官である「さばきつかさ」は、自分の見ている前で、量刑通りに「むち打ち」ます。その際にも制限があります。「四十までは彼を鞭打ってよい」のですが、それ以上は禁じられます。なぜなら、「それ以上多く鞭打たれて、あなたの兄弟が、あなたの目の前で卑しめられないため」です。すなわち、たとえ罪を犯してさばきを受けることがあっても、あくまで人としてさばきを受けるのであって、人としての尊厳を損ない、獣並みの扱いを受けることを律法は許しません。罪を犯した瞬間、獣に成り下がるわけではありません。人は人なのです。だから、人として公平に裁判を受け、人として公平にさばきを受ける天賦の人権があります。神は、人が人として、さばきを受け、審判を受けることを律法で命じておられるのです。

4節では、「脱穀をしている牛にくつこを掛けてはならない。」と命じられます。人間のことでなく家畜である牛のことですが、それでも、たとえ家畜であっても正当な報酬を与えるようにと言うのです。古代近東では、牛に脱穀用のそりを引かせて穀粒を茎から切り離します。そりには尖った石が付いていて、牛は穀物の茎の上をぐるぐる回って歩いて脱穀します。脱穀したものは、幅の広い平らなフォークに載せて空中に投げ上げることで、風が穀粒を吹き飛ばして穀粒が残るのでした。重いそりをぐるぐると引っ張って歩くのは、たとえ牛でも重労働です。腹が減ります。本来は、牛が働いた結果として脱穀できるのですから、労働者である牛もその成果にあずかることは当然です。にもかかわらず、牛が自分の脱穀している穀物を食べないように口に「くつこ（口籠：口にはめる籠）」を掛けることは、牛の正当な権利（獣権？）を侵害し搾取しているというのです。

後にパウロは、この律法の最終的に意味するところは、牛のことでなく、「私たちのためにこう書いてある」と解釈します。そして、「脱穀する者が分配を受ける望みを持って仕事をするのは当然だ」として、「同じように、主も、福音を宣べ伝える者が、福音の働きから生活の支えを得るように定めておられる」と、教会の教職者への報酬に適用するのです（Iコリント9:6-14）。生活に事欠いて牧会伝道できないということにならないよう、十分に「二倍の報酬」を与えよ、とテモテ牧師に命じるさいに、「穀物をこなしている牛に、くつこを掛けてはいけない」を根拠としています（Iテモテ5:17-18）。腹が減って働けないというのではなく、思いっきり食べて思いっきり働け、生活苦という「くつこ」を掛けて主の働きを制限してはならない、ということになります。

5節から10節までは、いわゆる「レビラート婚」の決まりです。兄弟がいて、そのうちどちらかが死んで、彼に子どもがいない場合、生きている兄弟が死んだ兄弟の妻をめとり、生まれた初子に死んだ兄弟の名前を継がせるというものです。そして、これにより、死んだ兄弟の「名がイスラエルから消し去られないようにしなければならない」というのでした。とは言え、その兄弟が、やもめとなった妻をめとりたくないという場合もあります。その場合には、やもめとなった妻は、町の長老たちに訴えます。「私の夫の兄弟は、自分の兄弟のためにその名をイスラエルのうちに残そうとはせず、夫の兄弟としての義務を私に果たそうとしません。」長老の説得にも応じず、あくまで「私は彼女をめとりたくない」と言い張る場合には、やもめとなった妻は、「長老たちの目の前で、彼に近寄り、彼の足からくつを脱がせ、彼の顔につばきして、彼に答えて言わなければならない。『兄弟の家を立てない男は、このようにされる。』」家系に泥を塗ったからということなのか、公衆の面前で顔につばをかけられるという

のですから、何とも厳しい限りです。そして、イスラエルの中で「靴を脱がされた者の家」との汚名を着せられるのでした。ですから、これはかなりの強制力を伴います。やって当然、やらなければ恥をかかからずです。

でも、この律法は、身寄りのないやもめにとっては大きな助けになります。ルツは、このおかげで、裕福なボアズと、合法的に正当なこととして結婚できました。夫を失い、土地もなければ、乞食をするしかありません。それで、ルツは朝から晩まで休まず「落ち穂拾い」に励みました。このような貧しいやもめを救済するのが、この「レビラート婚」の制度でした。

11 節と 12 節は、取っ組み合いの喧嘩をする際にも、してはならないことを教えます。「二人の者が互いに相争っている時、一方の者の妻が近づき、自分の夫を、打つ者の手から救おうとして、その手を伸ばし、相手の隠しどころをつかんだ場合は、その女の手を切り落としなさい。容赦してはならない。」「隠しどころ」とは「急所（ここでは男根）」を意味します。喧嘩で劣勢の夫に加勢する妻の乱入は、ここでは否定されていません。むしろ、それは微笑ましい夫婦愛です。でも、そのやり方が問題です。憎き相手を去勢させて屈辱を味わわせようと「相手の隠しどころをつかむ」攻撃は、最も効率的にダメージを与えるものですが、それがここでは禁じられるのです。「その女の手を切り落としなさい。容赦してはならない。」と言うのですから、実に厳しいさばきが容赦なく下されることとなります。

13 節から 16 節では、「重り石」「枡」という秤を正しくすることが教えられます。「重り石」はパレスチナでは石灰石で球状のものが多く、青銅や金属のものもあります。天びん皿にのせて、物の重さを量るために用いました。「枡」は穀物などの容量を量る時に用います。こうした「はかり」は社会生活の基本です。人類は「はかり」の発明によって革命的な進歩を果たしました。遊牧民は家畜を数えるのみならず、重さで公平に取引できるようになります。農民は土地の面積や収穫高で評価できます。旅行者は距離を計算して日程を組めます。高い建造物も建築できるようになります。このように、「はかり」は社会生活の根幹を形成します。「はかり」を正しくすることが、より良い生活を保障します。「不正なはかり」では、それ以上発展しないのです。貧しい国に行くと、土地の事情のわからぬ外国人には、法外に高い値段で物を売る商売人がいます。最初は欺かれて買うのですが、しばらくして欺されたことがわかると、もう二度と買いに行きません。つまり、目先の利益しか考えずに不正な秤で商売する者は、結局信頼を失ってそれ以上発展しないのです。「長く生きる」ことができません。信頼を失うことが命取りです。商売は信頼がいのちです。「不正をする者を、あなたの神、主は忌み嫌われる」のです。

最後に、17 節から 19 節では、宿敵アマレクについて教えられます。「あなたがたがエジプトから出て、その道中で、アマレクがあなたにした事を忘れないこと。」「忘れないこと」という言葉の直訳は「記憶して」です。19 節の最後にも、「これを忘れてはならない」と別の表現で念を押されます。イスラエルは「記憶の民」と呼ばれますが、ここでは「アマレクがあなたにした事」を忘れるなど言われます。アマレク人は、イスラエルの先祖ヤコブの兄エサウの子孫で、カナンの南部ネゲブで遊牧生活をしていました。先祖エサウがそうであったように、彼らは「神を恐れぬ」不信仰な民族です。神の民イスラエルに敵対心を燃やし、疲労困憊こんぱいしているイスラエルに、レフィディムでいきなり「襲い」かかって苦しめます（出エジプト 17:8-16）。「彼は、神を恐れることなく、道であなを襲い」（18 節）の「襲う」という言葉の本来の意味は「出会う」です。先の「不正な秤」ではありませんが、いかにも「場当たり式で秩序のない不信仰な生き様」の「アマレク」を表現しているとの解釈もあります。しかも、「あなたが疲れて弱っている時に、あなたの後ろの落後者をみな、切り倒した」（18 節後半）という情け容赦ない残虐非道さもまた「神を恐れぬ」「アマレク」らしさと言えます。このことから、「アマレク」は、時代を超えて、イスラエルに対する不信仰な敵対勢力の象徴となります。イスラエルは、どの時代にも、敵対する勢力から苦しめられますが、その象徴が「アマレク」ということになるのです。「アマレク」の子孫は、後々まで、繰り返しイスラエ

ルに敵対します。捕囚時代にユダヤ民族絶滅を企んだ「ユダヤ人の敵」ハマンは、「アマレク」の「アガグ人」の子孫でした（エステル3:1,10）。

こうして、イスラエルに敵対する不信仰な勢力「アマレク」を「忘れることなく」、むしろ徹底抗戦するよう命じられます。ここでは、直接的には、「アマレク」を絶滅するまで戦え、そうでなければ自分たちが「アマレク」に滅ぼされることになることと警告していることとなります。事実、サウル王は、アマレク聖絶を命じられながら、欲に目がくらんでそれを怠った自らの不信仰、不従順の故に、神の怒りを買って、王位を追われ、死んでしまいました。このように、直接的には、文字通り「アマレク」への徹底抗戦が命じられます。しかし、同時に、ここで繰り返し命じられていることは、「アマレクのしたこと」を「忘れるな」との警告です。すなわち、神に敵対する、ただ目先の利得と欲だけで生きる「アマレク」的生き方、サウル王もそれに惑わされて祝福もいのちも失ってしまった「アマレク」的な人生、世の終わりまで神の民が苦しめられ続けることになる「アマレク」の悪霊、それを忘れることなく、むしろこれと徹底的に戦うことが命じられているのです。